

利用者負担（保育所）について

平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度が本格的に施行されることに伴い、国から利用者負担についての考え方が示されました。

1 国が示す利用者負担額の区分及び負担額

年齢区分等	3歳未満児		3歳以上児	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円
③所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円	16,500円	16,300円
④所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円	101,000円	99,400円

※市民税を所得算定の根拠とし、保育標準時間と保育短時間に区別して設定

※国基準は、年少扶養控除2名分の扶養を標準として算定

2 本市の利用者負担額の区分及び負担額の考え方

●国基準の階層・年齢区分にあわせて、本市の区分をそれぞれ設定する。

区分	現行	新制度
階層区分	13階層	8階層
年齢区分	4区分	2区分

●本市の利用者負担額についての考え方

市の利用者負担額は、従前から国基準の利用者負担額に対して約70%の負担額としていますが、利用者負担額の目安として国基準の利用者負担額が定められるため、国基準の利用者負担額に準じて徴収することが望ましいと考えます。

ただし、国基準に準じた場合には、低所得者ほど負担金額が増加する等の問題が発生するため、国基準そのものとするのではなく、一定の調整を図る方向で検討する必要があると考えます。

○来年度以降の利用者負担についてのシミュレーション結果

【 条件 】

- ① 多子軽減は、前年度と同一とする。
- ② 比較対象となる対象児童については、年齢を1歳ずつ繰り上げる。
これにより、現行保育料で想定される負担額を算定した。
 - ・平成26年度の0歳児は、1歳児の利用者負担額に変更
 - ・平成26年度の2歳児は、3歳児の利用者負担額に変更
 - ・平成26年度の3歳児は、4歳児の利用者負担額に変更
- ③ 転入者等、データのない者は対象から除く。

【 方向性 】

- ① 国基準の階層区分にあわせて、市の階層区分を設定する。
階層区分：現行13階層 → 新制度8階層
年齢区分：現行4区分 → 新制度2区分
- ② 国基準の保育料負担にあわせて、市の利用者負担額を引き上げる。
- ③ 年少扶養控除の再計算は、実施しない。

【 分析結果 】

低所得者ほど負担金額が増加する等の問題の発生が確認された。
利用者負担額は国基準に準じて設定するが、国基準そのものとするのではなく、一定の調整を図る方向で検討する必要があると考えます。

【 保育短時間認定の利用者負担について 】

保育短時間認定の導入により、一部の児童が8時間の保育で終了したとしても、運営に係る経費については大幅に縮減されることはないものと考えられる。

国の示す案に則り、保育短時間認定の利用者負担を、標準時間の98.3%の負担額で調整する。

[参考]

私立保育所の運営に係る保育料の割合

私立保育所を運営するための費用のうち37%が保育料、市の負担は11%です。

区分	運営費	負担割合		負担者
国定率負担（国庫負担金）	1億0,486万円	22%		国
府定率負担（府費負担金）	5,243万円	11%		府
市定率負担（市義務負担金）	5,243万円	41%	11%	市
市補助金（私立保育所への補助金）	8,837万円		19%	
保育料（市負担）	5,403万円	11%	37%	
保育料（保護者負担）	1億2,588万円	26%		保護者
合計	4億7,800万円	100%		—

※保育料（市負担）とは、国基準保育料に対する差額を市単費で負担するものです。